

,新潟市長
中原 八一 様

新型コロナと物価高騰をふまえ、市民に寄り添う市政にするために
2023年度予算編成と市政運営に関する申し入れ書

2022年12月19日

日本共産党新潟地区委員会
委員長 田中 眞一

日本共産党新潟市議会議員団
団 長 渡辺 有子

はじめに

新型コロナウイルス感染者数が急速に増加しており、「第8波」に入ったと言われていています。長引くコロナ禍に加えて、全分野にわたる物価高騰が国民生活の悪化を深刻なものにしています。

ところが岸田政権は、物価高騰と異常円安をもたらしているアベノミクス・「異次元の金融緩和」に固執し、対応不能に陥っています。「構造的賃上げ」と言いながら中身はなく、物価高騰のさなかに医療や介護の負担を次々と押しつけるという逆行した政治を行っています。「総合対策」を打ち出しましたが、電気・ガス料金の抑制など、部分的・一時的な対策に終始しています。

物価高騰から暮らしと営業を守るためには、賃上げを軸に実体経済を立て直すこと、とりわけ内需を活発にすることに本腰を入れることが必要です。また、消費税を減税するとともに、社会保障や教育の公的負担を軽減して、国民の生活を守り、消費の減退と景気の後退を防ぐべきです。

さらに、岸田政権が「5年間で軍事費を2倍化」という自民党の公約を受け、暮らしの予算を犠牲にする大軍拡に踏み出そうとしていることも看過できません。政府の「物価高・円安対策」の中にも、巨額の軍拡予算を盛り込もうとしています。こうした大軍拡を中止し、暮らしを守り日本経済を立て直す予算・財政への転換が求められています。

こうした対応を国に強く求めると同時に、本市として市民の命と暮らし、地域経済を守るため、以下の諸点を市政運営の基本とし、強いイニシアチブを発揮してその実現のため力を尽くすことを求めるものです。

1、 コロナ危機と物価高騰で傷んだ暮らしと営業への補償と支援を

3年近いコロナ危機のもと、持続化給付金・家賃支援給付金も、国民への特別定額給付金も一回だけです。コロナ危機と物価高騰で、仕事や所得が減少し、生活が困窮している人も少なくありません。

中小企業・小規模事業者は、長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰、過剰債務という「三重苦」がのしかかり、体力が落ち込み、再建が困難な事態も広がっています。コロナ危機と物価高騰で傷んだ暮らしと営業の深刻な実態を放置するならば、倒産・廃業などが激増し、地域経済は深刻なダメージを被ることになります。雇用と事業が維持されるためにも、暮らしと営業への補償と支援が必要です。

2、 PCR検査を拡充し、医療・保健所体制の強化を

新型コロナ危機のもとで、保健所と公的医療機関を切り縮めてきた新自由主義の政策の矛盾が深刻な形で露呈しています。それにもかかわらず、政府はこの路線を変更しようとはせず、地域医療構想も中止するとは言いませぬ。コロナ危機がなお続いているもとで、保健所と医療提供体制の切り捨てをやめさせ、拡充に転

換することは、命を守るうえで差し迫った緊急課題となっており、政府に強く働きかけるべきです。

「第8波」への対策として、感染リスクの高い高齢者・介護施設、医療機関、保育所、学校などでの頻回のPCR検査、コロナ病床や宿泊療養施設の拡充、自宅療養者への支援策の拡充などが急務です。

医療機関のコロナと物価高騰による減収補てんと財政支援、医療従事者の待遇改善が求められています。

保健所の体制は、臨時採用や他部署からの緊急増員を確保しつつ、増やした職員を定員化するなど、正規の職員増もすすめるべきです。

3、未来を担う子どもに、学びを保障し、学生生活への支援を

子育て、教育の負担を軽減し、家計を応援するとともに、貧困から子どもを守り教育の機会を保障しなければなりません。また、バイトもできない苦しい学生生活を強いられている学生などへの必要な支援が引き続き求められています。

4、市民の生活が一層厳しくなっているもつで、地方自治法の立場にたち、市民生活に直結する事業の見直しをやめ、生活困窮者に寄り添った支援をおこなうこと。

2019年度から2021年度まで3年間で実施された「集中改革プラン」で縮小・切り捨てられた市民生活に直結する切実な事業について、コロナ禍と物価高騰下における市民生活の状況をふまえ、中止または復活させること。また、生活困窮者に寄り添った支援をおこなうこと。

5、コロナ禍のなかで住民の移動を確保する公共交通政策を

高齢化の進展と脱炭素化への要請から、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっています。コロナ禍による利用者の減少を理由に、新潟交通はさらなる減便を発表しました。公共交通に対して国に必要な対応を求めるとともに、本市として必要な支援を行い、減便や路線の廃止、運賃値上げなど市民生活に直結する見直しは避け、住民の移動権を保障することが必要です。

6、万代島ルート線などの大型公共事業を大幅に見直し、市民生活に身近な公共事業や市民のくらしのための予算配分に

コロナ危機と物価高騰で市民生活がひっ迫しているからこそ、万代島ルート線事業などの大型開発を見直し、バスタ新潟や「にいがた2km」を口実にした大型事業はやめるべきです。

見直しで生み出された財源は、市民生活に密着した公共事業や、市民のくらしと福祉、地域経済に資する施策に振り向けるべきです。

7、中心部・一極集中を改め、すべての区がバランスよく発展する新潟市を

市中心部・一極集中を改め、8つの区それぞれぞれの特色を活かし、バランス

のとれた街づくりを進めるため、区役所の予算と権限、人員を拡充すべきです。

公共施設の再編にあたっては、地域の特性・実状を十分ふまえ、利用者の意向を尊重すべきです。老朽化した社会教育施設や老人憩の家等は建て替え・存続を基本とし、日常生活圏に1カ所の公立保育園を維持し、困難を抱える児童と家族を支える拠点とするべきです。

8、気候危機打開へ

気候変動による脅威と被害は、日本でも、「経験したことのない」豪雨や暴風、猛暑などきわめて深刻です。22年8月には、村上市などを中心に下越地方が豪雨災害に見舞われ、本市でも住居の床上浸水などの被害が発生しました。気候危機打開へ、新潟市として取り組みをすすめることが重要です。

9、ジェンダー平等社会の実現へ新潟市から

「男女共同参画」や「多様性の尊重」をスローガン倒れにせず、本気でジェンダー平等に取り組む政治が渴望されています。

コロナ危機は女性にさまざまな犠牲を強いています。低賃金の非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、「ステイホーム」が強いられるもとでDV被害が増えています。子ども、少女たちへの虐待・性被害相談も急増し、民間団体まかせは限界に達しています。

こうした立場から以下の通り要望いたします。

新型コロナと物価高騰をふまえ、市民に寄り添う市政への《重点要望》

1、コロナ危機と物価高騰から暮らしと営業を守り、経済を持続可能にするために

- (1) コロナ危機と原材料高、過剰債務に苦しむ事業者に対する給付金の創設を国に求めるとともに、本市独自の支援制度を設けること。
- (2) 本市の「物価高騰対策支援金」は、支給対象を住民税均等割非課税世帯まで拡大すること。
- (3) 新潟市は昨年度の「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給に当たり、家計急変世帯の申請数・率が政令20市で最低となった。こうした事態を繰り返さないよう、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」及び本市の「物価高騰対策支援金」の給付に際しては、家計急変世帯に情報が行き届くよう周知・徹底に最善を尽くすこと。
- (4) コロナ禍や物価高騰によって経営に困難を生じている医療機関等に対して、支

援策を講じること。

- (5) 国民健康保険料のコロナ減免の基準として、「収入の前年比 30%以上減少」に加え、「令和元年、令和2年の収入から 30%以上減少」を新設すること。
- (6) 生産費に見合う米価対策を国に求めると同時に、本市独自の支援策を行うこと。
- (7) 消費税率の 5%への減税、インボイス制度導入の中止を国に求めること。

2、コロナ対策－PCR検査を拡充し、医療・保健所体制の強化を

- (1) 感染リスクの高い医療機関や高齢者・介護施設、保育所、学校等の従事者にたいして、定期的なPCR検査を実施すること。高齢者施設等への抗原検査キットの無料配布を継続すること。
- (2) 自宅療養中に病状が急変して緊急入院となるケースや死亡するケースも少なくなく、コロナ病床や宿泊療養施設を拡充し、「原則自宅療養」という対応を改めること。
- (3) 発熱外来を抜本的に強化すること。
- (4) 保健所の体制を抜本的に強化すること。
- (5) 医療・介護・障害福祉・保育などケア労働を担う働き手の処遇改善を国と一体でおこなうこと。

3、未来を担う子どもの成長と学びを保障し、学生生活への支援を

- (1) 学校給食は全員給食とし、無償化すること。
- (2) 子ども医療費は一部負担金をなくし、完全無料とすること。また、大学生等まで広げるよう検討すること。
- (3) 就学援助制度の所得階層別支給を廃止し、100%支給に戻すこと。
- (4) 国民健康保険料の子どもの均等割を廃止すること。
- (5) 妊産婦医療費助成制度の所得制限撤廃、産後ケアの利用料引き下げ、第3子以降の保育料無償化の対象条件拡大について、実施スケジュール等を明らかにすること。
- (6) 3歳未満児の保育料を無料にすること。
- (7) ひまわりクラブの狭隘施設について、分離・新設など早急に対策を講じること。
- (8) 本市独自の給付型奨学金を創設すること。
- (9) 教員増を国に求めると同時に、本市単独の教員を増やすこと。
- (10) 生理用品をすべての学校のトイレに常備すること。
- (11) 大学や専門学校などの学生生活に対して、本市として支援をおこなうこと。

4、市民生活が一層厳しくなっているも、地方自治法の立場にたち、市民生活に直結する事業の見直しは凍結し、生活困窮者に寄り添った対応を行うこと

- (1) 2019年度からの「集中改革プラン」は、すでに実施されたものも含め、市民生活に直結する事業の見直しは止めること。

- (2)低所得者の高齢者施設等への入居に対して市として家賃を補助するなど、必要な支援をおこなうこと。
- (3)法定外繰入の拡充や基金の活用により国民健康保険料の引き下げを行うこと。
- (4)介護サービス利用料の2割負担、3割負担の対象者拡大に反対し、「要介護1、2」の生活援助、福祉用具貸与などを保険給付から除外しないよう国に求めること。
- (5)基金を活用し、介護保険料を引き下げること。
- (6)石油製品の高騰に伴う灯油購入補助を制度化すること。

5、コロナ禍のなかで市民の移動を保障する公共交通政策を

- (1)今後のBRT計画は中止するとともに、減便や路線の廃止、運賃の値上げとならないように交通事業者への支援をおこないながら、直行便の増便をふくめ今後の方向について事業者と協議すること。
- (2)印刷したバス時刻表が希望する利用者に届くよう事業者に求めること。
- (3)区バスの拡充とあわせ、住民バスやデマンド交通の運行主体への支援を積極的に行い、通院や買い物など、市民の移動を保障すること。

6、大型公共事業を大幅に見直し、地域密着型公共事業や市民のくらしのために

- (1)新潟駅連続立体交差・周辺整備事業は、凍結部分は中止するとともに、万代広場をはじめ事業費圧縮のための大幅な見直しをおこなうこと。
- (2)万代島ルート線事業の未着工区間については、中止するよう国に申し入れること。
- (3)新たな国直轄事業のバスタ新潟はおこなわないこと。
- (4)新潟空港への新幹線乗り入れは行わないこと。

8、気候危機打開へ、本市として取り組みを

- (1)新潟市として脱炭素化のため地元企業との協定等の検討をすすめること。
- (2)脱炭素化に寄与する企業や団体と協力し、共同事業に取り組むこと。新潟の豊かな自然を活かした環境エネルギー事業を応援すること。
- (3)省エネ投資への本市独自の支援を行うこと。
- (4)住宅断熱性能に関する市の独自認証基準を設けるとともに、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム助成の拡充等によって住宅の断熱化を進めること。
- (5)既存建築物も含めた公共建築物のZEB（ゼロエネルギービルディング）化を推進すること。

9、ジェンダー平等社会の実現へ、新潟市から

- (1)多様な家族のあり方を認める方向で、現行の「パートナーシップ宣誓制度」を拡充すること。
- (2)女性が多く働く介護、福祉、保育などのケア労働の賃金を引き上げるため、市

- 独自の支援策を講じること。
- (3)方針決定への女性参加を進め、あらゆる分野において女性の参画を拡大すること。
- (4)女性が多数を占める市の会計年度任用職員の正職員化や処遇改善を進めること。

10、旧統一協会及びその関係団体と今後いっさい関わりを持たないこと。弁護士会等と協力しながら被災者救済に取り組むこと。

《要望》

1、 憲法9条改定、原発再稼働、介護保険制度の改悪など、国民の声を無視した政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

- (1) 憲法9条に自衛隊を明記する改憲に反対するとともに、集団的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回、安全保障関連法および「共謀罪」法の廃止を国に求めること。
- (2) 本市と防衛省自衛隊新潟地方協力本部が2021年8月6日付けで締結した「自衛官等募集事務に係る対象者情報提供に関する覚書」は撤回すること。
- (3) 岸田首相は今年8月、来夏・来冬に向けて柏崎刈羽6号機、7号機など原子力規制委員会の審査に「合格」した七基の再稼働をめざすと言明し、「国が前面に立ってあらゆる対応をとる」と強調した。市長として、柏崎刈羽原発の再稼働に反対の立場を表明するとともに、1年でも早く廃炉に向けた工程表・枠組みを作るよう、国・県・東電に強く働きかけること。また、再稼働の事前了解権など、東電と締結する安全協定の強化をはかること。
- (4) 消費税率5%への引き下げとインボイス制度の導入中止を国に求めること。
- (5) 介護保険利用料の2割、3割負担の対象拡大、要介護1、2の在宅サービスの保険給付外し、ケアプランの有料化、福祉用具の貸与から購入への変更、介護保険料支払い年齢の20歳～30歳代への引き下げなど、政府が検討している介護保険制度の全面改悪に反対すること。介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の引き上げなど、介護保険制度を抜本的に見直し、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に求めること。
- (6) 市町村をこえた「圏域」を新たに法制化する、自治体の変質・再編の動きに反対し、地方自治を拡充させること。

2、災害に強いまちづくりのために

- (1) 新潟市には土砂災害の危険のある箇所、とりわけ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れのある「特別警戒区域」と「警戒区域」が多数存在する。これらの対策を県に求めると同時に、緊急を要する箇所は市独

自でも対策を講じること。

- (2) 道路や橋梁をはじめライフラインについて、老朽化対策が必要な箇所から点検をおこない、計画的に改修を進めること。除雪は市道に限らず、すべての道路を市の責任でおこなうこと。
- (3) 津波等の地域防災計画では、被害想定調査は自然現象として最大規模を設定することとあわせ、被害の軽減目標や対策の優先順位、スケジュールや必要予算など実行計画をしっかりと持つこと。また、避難所は、被災者の救護所として、衣食住をはじめ保健・医療サービスなどの機能と環境が整えられるよう検討を進めること。実態に合わない指定避難所を見直し、近隣に公共施設のない地域については、民間の協力も求めてふさわしい指定避難所を設定すること。高台や高層建築物などの避難に適した場所のない地域には、津波避難タワー等の設置を検討すること。
- (4) 気候変動によって豪雨災害が年々増加しており、2022年8月の水害をふまえ、必要な個所の水害対策を強化すること。
- (5) 北海道胆振東部地震による全道ブラックアウトが示した重大な教訓は、電力の安定供給のためには、大規模集中発電から分散型への転換が必要だということであり、国にエネルギー政策の転換を求めること。地域分散型発電である再生可能エネルギーの普及と産業化を進めること。
- (6) 地域の消防力を高めるため、消防職員を増員すること。
- (7) 障害のある方や、体育館など集団での避難生活が困難な方に配慮した避難場所の設置を進めること。
- (8) 災害時に避難所となる小中学校で調理ができるようにすること。
- (9) 避難所（体育館）のトイレの洋式化を進めること。

3、市民負担の軽減と新たな負担増をおこなわないこと

- (1) 国民健康保険の子どもの均等割保険料を軽減・撤廃すること。
- (2) 国民健康保険の法定外繰入の拡充や国保会計の基金の活用により、被保険者負担の軽減をはかること。
- (3) 国民健康保険料および一部負担金の減免について、恒常的な低所得世帯なども対象となるよう基準を緩和・拡充すること。
- (4) 国民健康保険の資格証の発行をやめること。
- (5) 国保の財政基盤の確立と「高い保険料水準」の解決のため、1兆円規模の公費拡充を図るよう国に求めること。また、国庫負担による生活困窮者への常設の保険料免除制度を創設するよう国に求めること。
- (6) 無料低額診療事業について周知・徹底するとともに、市民病院でも実施すること。また、保険薬局についても同事業の対象となるよう国に働きかけること。
- (7) 保険年金課等がおこなう徴収業務は、人権に十分配慮するとともに、市民の暮らしと営業を脅かすことのないようにすること。

- (8) 生活保護基準の引き下げをやめることや、冬季加算の月額の復元、夏季加算の新設を国に働きかけること。当面、市の独自施策として、法外援護の夏期・年末見舞金を復活すること。
- (9) 生活保護基準の引き下げを就学援助等の他の事業に波及させないこと。
- (10) 市営住宅家賃について、生活保護基準の1.4倍までの減免制度にすること。
- (11) 生活保護世帯、住民税非課税世帯、障害者世帯、母子世帯に福祉灯油を制度化すること。
- (12) 公民館、学校開放、コミュニティーセンター・ハウスの利用は無料に戻すこと。市の責任で駐車場を確保し、利用者に負担を求めないこと。
- (13) ゴミ有料化はやめること。少なくとも指定ゴミ袋料金の大幅引き下げをおこなうこと。

4. 高齢者・障がい者の生活を守るために

- (1) 介護サービス利用料の2割負担、3割負担の対象者拡大に反対すること。「要介護1、2」の生活援助、福祉用具貸与などを保険給付から除外しないよう国に求めること。
- (2) 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求めるとともに、介護保険事業会計の基金を活用し保険料を引き下げること。低所得者等への減免制度を拡充すること。
- (3) 総合事業の訪問型・通所型サービスについて、利用者が希望すれば介護予防相当サービスを受けられる扱いを今後も継続すること。
- (4) 総合事業の訪問・通所の基準緩和サービスの報酬単価を引き上げること。
- (5) 高齢者全体を対象とした基本チェックリストの配布を復活すること。
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業費の「上限」について、サービス提供に必要な事業費を確保するため、不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補てんし、「上限」を理由にサービス利用を抑制しないこと。
- (7) 補聴器購入費助成の年齢制限をなくし、助成額の上限を引き上げること。
- (8) 特別養護老人ホームを増設し待機者を出さないこと。また、医療依存度が高い入所希望者が入所できるよう、看護師加配などへの財政支援をおこなうこと。
- (9) 高齢者のインフルエンザ予防接種について、市民税非課税世帯の接種料を無料に戻すこと。
- (10) 60歳から69歳のがん検診料を無料に戻すこと。
- (11) 紙おむつが必要な高齢者への支給事業は元に戻すこと。また、利用券と現物支給が選択できるようにすること。
- (12) 配食サービスは、行政区によって配食頻度と利用地域、負担額に地域格差がある。全市で毎日配食できる体制を図ること。
- (13) 高齢者のフレイル対策として、「フレイル健診」や「骨粗しょう症健診」、

「もの忘れ健診」などを実施すること。

- (14) 老人憩の家は廃止しないこと。あわせて利用料は無料にすること。
- (15) 「障害者総合支援法」を見直し、応益負担は速やかに廃止するよう国に求めると同時に、利用料は無料にすること。
- (16) 障がい福祉サービスを利用している障がい者に対し、65歳になったことを理由にして介護保険によるサービス利用を一律に求めないこと。
- (17) 重度障がいのある人と家族が安心できる入所施設の整備を早急に行うこと。

5、誰もが安心して産み育てられるために

- (1) こども医療費助成について、国の制度とするよう強く求めること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化について、0～2歳児の所得制限をやめることや、給食費も無料にするなどの制度の見直しを行うとともに、必要な財源は全額国庫で確保するよう国に求めること。
- (3) 就学援助の認定基準を生活保護基準（2013年8月以前の基準）の1.4倍に戻し、所得階層別の支給率切り下げをやめること。PTA会費を援助費目に加えること。支給額を国の基準に引き上げること。
- (4) 子どものインフルエンザ予防接種の接種料の補助制度をつくること。
- (5) 大規模・過密のひまわりクラブの分割、施設改善を急ぐこと。
- (6) 放課後児童健全育成事業の処遇改善事業を実施するなど、ひまわりクラブの支援員と補助員の待遇を抜本的に改善すること。
- (7) 市が運営を委託している民設のひまわりクラブについても、指定管理のひまわりクラブなどと同様に所得に応じた減免や多子減免が適用できるよう、市の委託料を増額すること。
- (8) 学童保育の利用料について、保護者の負担軽減を行うこと。
- (9) 4、5歳児の保育士配置基準と面積基準の改善を国に求めるとともに、本市も独自に対応すること。
- (10) 市立保育園の統廃合、民営化計画を見直し、日常生活圏に1カ所の公立保育園を維持すること。
- (11) 妊産婦医療費助成の所得制限をなくすこと。
- (12) 病院群輪番制事業について、国の公的病院に対する特別交付税措置を活用し、救急医療を担う民間病院への支援を強めること。
- (13) 在宅医療体制の整備を早急に進めること。

6、ゆきとどいた教育をすすめるために

- (1) 学校給食は無償化すること。また、国に無償化を求めること。
- (2) 学校給食調理業務の民間委託を中止すること。直営自校方式の小中学校給食を継続すること。中学校のスクールランチについても全員給食とすること。就学援助を受けている生徒のスクールランチのプリペイドカードはポイントを入れたものにする。

- (3) 市独自の給付型奨学金制度を創設すること。
- (4) 市立学校のトイレの洋式化を推進すること。
- (5) 市立の小・中学校と特別支援学校の体育館へのエアコン設置についても検討を進めること。
- (6) 小中学校のクラス編成は20人程度とすること。
- (7) 教職員の抜本的な定数改善を国に求め、教職員の異常な長時間労働を是正すること。
- (8) 教員の長時間労働を固定化、助長する「1年単位の変形労働時間制」の中止を国に求めると同時に、本市では導入をしないこと。
- (9) いじめ、不登校等に対応するスクールソーシャルワーカーを増員すること。
- (10) いじめや虐待など、子どもの人権侵害に対応する人権オンブズパーソン制度を創設すること。
- (11) 支援員は学校の要望に添った配置をおこなうことや、6.5時間勤務に戻すなど特別支援教育を充実すること。
- (12) 義務教育に関わる学用品（鍵盤ピアニカ、算数セット、粘土板・粘土ペラ等）は備品扱いとし、学校に備え付けること。
- (13) 学校統廃合については、住民の合意形成をていねいにおこなうこと。

7、「中小企業振興基本条例」を活かし、中小企業の振興、商店街への支援強化を。農家の所得補償など農業への支援強化を

- (1) 「中小企業振興基本条例」を活かすために「振興会議」等の条例推進のための機構をつくること。また、区ごとの特性を生かした産業政策と体制の確立をはかること。
- (2) 健幸すまいリフォーム助成事業（バリアフリー、子育て対応、温熱環境改善）については、予算を増額するとともに補助上限額を20万円に引き上げること。申請窓口を区役所にも設置すること。
- (3) 小額工事等契約希望者登録制度の活用を各部局・区役所に徹底し、この制度の利用率を抜本的に高めること。また対象工事を200万円までに引き上げること。
- (4) 「新潟IPC財団ビジネス支援センター」の体制を強化するとともに、身近なところで相談できるようにすること。
- (5) 米の直接支払交付金の復活を国に求めること。市独自の戸別所得補償制度をモデル実施すること。
- (6) 学校給食に安心安全な地元農産物の利用を促進し、子どもたちへの食育を進めること。
- (7) 市街化区域内の農地の保全、小規模基盤整備事業など転作条件の整備、花卉・園芸農家の新品種開発や販路拡大への助成、産直・朝市など農家の自主的取り組みへの助成、学校給食への地場産農産物の利用促進等を進めること。

8、非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、労働者の生活を守り、雇用の創出に全力をあげる

- (1) 非正規社員の正社員化を進める民間企業への助成を行うこと。
- (2) ブラック企業の実態を調査し、その結果を市民に公表すること。
- (3) 保育士、学校図書館司書をはじめ、恒常的に業務に従事している会計年度任用職員は正規職に転換すること。会計年度任用職員の処遇を抜本的に改善すること。
- (4) 「公契約条例」を制定し、公共工事・公共サービスを受注した企業で働く労働者に適正な水準の賃金、労働条件を保証すること。

9、まちづくりとまちなか活性化

- (1) 古町や本町の中心市街地への居住の促進のため、徒歩や自転車で通える地域への居住促進のために空き家に対する取り組みの支援を重点的におこなうこと。
- (2) 市民のみなさんから「みなとまち新潟」の魅力・歴史を再発見、再認識していただくためにも、「新潟市観光循環バス」に高齢者をはじめとした市民割引を適用するとともに、市民向けのPRを広げること。
- (3) 「まちなか居住の促進」「都市型雇用の促進」「賑わい・交流の促進」のための取り組みを、旧市町村単位でそれぞれの実情にあった形で進めること。

10、市民参加を最優先にした政令指定都市新潟を

- (1) 市民に身近なサービスや事業の予算を区役所におろし、権限を強化するとともに、人員を増員すること。
- (2) 区自治協議会は、住民の意見を反映させる機関として、公募委員数を増員し、住民参加を積極的にすすめること。予算等に関する発言を保障し、尊重すること。
- (3) 補助金の拡充や事務局体制の確立、拠点の整備など、コミュニティ協議会に対する支援を拡充すること。

以 上